

議案第百三号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港 区 長
清 家
愛

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立高輪子ども中高生プラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人本所賀川記念館

東京都墨田区東駒形四丁目六番二号

三 指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説 明）

高輪子ども中高生プラザの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。